

【表紙】

【発行登録番号】	29 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月22日
【会社名】	住友商事株式会社
【英訳名】	SUMITOMO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 CEO 中村 邦晴
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号
【電話番号】	(03)5166 - 5000
【事務連絡者氏名】	財務部長 塩見 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号
【電話番号】	(03)5166 - 5000
【事務連絡者氏名】	財務部長 塩見 勝
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2017年12月 1 日）から 2 年を経過する日（2019年11月30日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	住友商事株式会社 関西支社（大阪） （大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番33号） 住友商事株式会社 中部支社（名古屋） （名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 3 号） 住友商事株式会社 九州支社（福岡） （福岡市博多区博多駅前 3 丁目30番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神 2 丁目14番 2 号）

（注） 上記のうち、九州支社（福岡）は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

運転資金、借入金返済・社債償還資金、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資、その他商事活動に必要な資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第149期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）2017年6月23日関東財務局長に提出
事業年度 第150期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年7月2日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第151期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第150期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）2017年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第150期第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）2017年11月7日関東財務局長に提出
事業年度 第150期第3四半期（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）2018年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第151期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第151期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第151期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第152期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第152期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2017年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2017年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年7月6日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2017年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年7月31日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2017年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年9月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書（事業年度 第149期）及び四半期報告書（事業年度 第150期第1四半期及び第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2017年11月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、文中における将来に関する情報は、将来の事象についての現時点における仮定及び予想、並びに当社が現時点で入手している情報や一定の前提に基づいているため、今後の四囲の状況等により変化を余儀なくされるものであり、

これらの目標や予想の達成及び将来の業績を保証するものではありません。従って、これらの情報に全面的に依拠されることは控えられ、また、当社がこれらの情報を逐次改訂する義務を負うものではないことをご認識いただくようお願い申し上げます。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

住友商事株式会社 本店

（東京都中央区晴海1丁目8番11号）

住友商事株式会社 関西支社（大阪）

（大阪市中央区北浜4丁目5番33号）

住友商事株式会社 中部支社（名古屋）

（名古屋市中村区名駅1丁目1番3号）

住友商事株式会社 九州支社（福岡）

（福岡市博多区博多駅前3丁目30番23号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神2丁目14番2号）

（注） 上記のうち、九州支社（福岡）は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。